愛知県豊田市御所貝津町
ワラビ平　三番六　一号
三番四　二号
三番五　三号及び四号
四番一　五号
四番一〇　六号及び七号
四番一〇地先道路敷　八号及び九号
四番一一　十号及び十一号
三番一　十二号
三番二　十三号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入洞川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成元年建設省告示第千三百八十五号で指定した第九号に掲げる土地の区域を除く。）
愛知県豊田市月原町
荻殿　二四番七　一号及び二号
入洞　二二番九　三号
二二番七　四号
四番一　五号及び六号
前廉　一番一　七号
二番一　八号

○海上保安庁告示第三百三十一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型飛行機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え二〇、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MA　722	同	JA　722A 」

を

「MA　722	同	JA　722A
MA　723	同	JA　723A 」

に改める。

別表大型飛行機（最大離陸重量二〇、〇〇〇kgを超えるもの）の項中

「LA　782	同	JA　8782 」

を削る。

附　則

この告示は平成二十一年十二月十八日から施行する。

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天王川第二支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第百六十三号で指定した土地の区域を除く。）
愛知県豊川市赤坂町
岩ノ谷　四五番二　一号
六八番　二号
八五番　四号
八六番　五号
七八番二　六号
宮路　一〇〇三番　三号
一一二二番八　七号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第百六十三号で指定した土地の区域を除く。）
愛知県豊川市赤坂町
狭石　一七番四　一号
一七番一　二号
一六番三　三号
一五番四　四号

○東北地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
米沢市万世町桑山九一四番一から同市万世町桑山字下楮畑一四七四番二まで	前	四三・〇〇～二二八・〇〇メートル
	後	四三・〇〇～二二八・〇〇メートル　〇・三四〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	米沢市万世町桑山字稲荷山三五八七番二から同市万世町桑山字向原二〇〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	米沢市万世町桑山九一四番一から同市万世町桑山字下楮畑一四七四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年十二月二日

○関東地方整備局告示第三百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二日　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号七の項業務区域欄中「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）の全域」を「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県の全域及び群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、多野郡、甘楽郡、佐波郡及び邑楽郡に限る。）」に改める。

○関東地方整備局告示第三百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二日　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号五の項指定をした日欄中「平成十六年九月十三日」を「平成二十一年九月十一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十一年九月十三日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第三百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二日　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号七の項業務区域欄中「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）の全域」を「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県の全域及び群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、多野郡、甘楽郡、佐波郡及び邑楽郡に限る。）」に改める。

○関東地方整備局告示第三百三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年十二月二日　関東地方整備局長　菊川　滋

(1)　登録年月日　平成二十一年十一月十六日
登録番号　関東地方整備局長　21

(2)